

愛媛県県民文化会館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人愛媛県文化振興財団(以下「財団」という。)が行う愛媛県県民文化会館(以下「会館」という。)の利用管理については、愛媛県県民文化会館管理条例(平成17年愛媛県条例第71号)及び愛媛県県民文化会館利用管理規程(財団規程平成18年4月1日施行。以下「利用管理規程」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(財団の義務)

第2条 財団は、善良な管理者の注意をもって会館の管理運営に当たるものとする。

(遵守事項)

第3条 財団は、会館を利用する者に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 会館内において、他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 会館の施設、附属設備及び備品(以下「会館の施設等」という。)を損傷しないこと。
- (3) 承認を得ないで、会館の施設等に特別の設備をし、又はその現状を変更しないこと。
- (4) 利用の許可を受けた会館の施設等以外のもの(あらかじめ財団に届け出た搬入物品を除く。)を使用しないこと。
- (5) 備品を、会館の外に持ち出さないこと。
- (6) 承認を得ないで、所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 会館内に爆発物、可燃物又は銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (8) 承認を得ないで、物品の販売をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会館内の秩序を乱すような行為をしないこと。

(入館の制限等)

第4条 財団は、次に掲げる者の入館を禁止し、又は退館を命ずるものとする。

- (1) めいていしている者
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をする者
- (3) 他人に危害を加えようとする者
- (4) 前条各号の規定に違反する者
- (5) 財団の職員の指示に従わない者

(利用申込書の受付)

第5条 利用管理規程第6条第1項に規定する愛媛県県民文化会館利用申込書(以下、「利用申込書」という。)の受付は、午前9時から午後10時までの間に行うものとする。

2 利用申込書の受付は、原則として提出された順序により行うものとし、同一時期の利用申込書が同時に2人以上の者から提出されたときは、抽せんにより、その順序を決定するものとする。

3 利用管理規程第6条第3項の規定により期間外の利用申込を受理する場合は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が利用する場合

(2) 大規模な行事等のため、利用管理規程に定めた期日前から準備を始める必要がある場合

(3) 利用管理規程第6条第1項各号に掲げる施設を、同時に利用する場合

(4) その他財団が、特に必要があると認める場合

4 利用申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用管理規程第7条各号に該当する場合を除き、当該利用申込書を受理するものとする。

(利用の許可)

第6条 前条第4項の規定により受理した利用申込書については、原則として受理した順序により、利用の許可を決定し、利用管理規程第6条第2項に定める愛媛県民文化会館利用決定通知書兼請求書（以下、「決定通知書兼請求書」という。）を交付するものとする。

2 第1項の利用の許可をするに当たっては、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用に関する権利を譲渡し、又は転貸することは認めないものとするほか、別に定めるところにより必要な条件を付するものとする。

(利用許可の取消)

第7条 前条の決定通知書兼請求書の送付を受けた申込者が、指定した期日までに利用料金を納付しないときは、次の各号に該当する場合を除き、利用の許可を取消することができるものとする。

(1) 国又は地方公共団体が利用する場合

(2) 許可された利用時間を超えて利用した場合

(3) 附属設備、備品を利用する場合

(4) 駐車場を利用する場合

(5) その他財団がやむを得ないと認める場合

(原状回復義務)

第8条 財団は、利用者が会館の施設等の使用を終わったとき又は利用の許可を取り消したときは、速やかに備品器具類を所定の場所に整理し、施設等を原状に回復させるものとする。

(要綱の変更)

第9条 この要綱の変更は、理事長が行う。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の設立の登記の日から施行する。